

| | |
|------------------|---|
| Title | 小野塚教授著 現代欧洲之憲政 |
| Sub Title | |
| Author | 田中, 萃一郎 |
| Publisher | 三田学会 |
| Publication year | 1913 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.7, No.3 (1913. 7) ,p.613(197)- 615(199) |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 批評と紹介 |
| Genre | Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19130710-0197 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

たり。「ウォルポール」の專横を慨したる一文書に次の言ありしを以て見るも其の事情を推すに難からず。

“It plainly appearing to us that Sir Robert Walpole has for many years acted as such by taking upon himself the chief, if not the sole, direction of affairs in the different branches of administration, we could not but esteem it to be indispensable duty to offer our most humble advice to his Majesty for the removal of a minister so dangerous to the King and the Kingdom.”

斯の如き言は英國の今日より見れば只々奇怪至極に聞ゆれども、英國も一度は斯くの如き時代を経過したるなり。元來法律上よりすれば閣員は只樞密顧問官として認めらるゝものにして本來は其の間に上下の關係あるにあらず、我が憲法第五十五條に於て「國務各大臣は天皇を補助し其責に任ず」と規定せる結果として「内閣の

統一は法律上強制するの途なし」と説明すると稍々似たる關係なり。法文の解釋は別とするも政治の實際に於て内閣統一の必要あるは敢て贅言を要せず。市村博士は「吾人は獨逸流の内閣制度を有し得る状態に在る我國の現状を喜ぶ」(京都法學、八卷、一號、七七頁)と云はれたるも予輩は一日も早く斯の現状を脱せんことを切望して已まざるものなり。(完)

批評と紹介

小野塚 現代歐洲之憲政

大正二、五、東京博文館發行
菊判四二二頁、定價一圓五〇錢

前年小野塚教授が、歐洲現代立憲政況一斑を公にされたる折、本誌上に於て無遠慮の批評を加へたる因縁にや、發行所より本書の寄贈を受けられたれば、早速精讀したるに、流石は研究の熱心にして穿鑿の周到なる教授の述作のことゝてその記する所、地は英獨佛伊匈葡土の七國に跨り、事は主として千九百八年以來本年三月までの間に涉れど、論述詳備、殆んど間然す可きの點なく、讀者を啓發するもの尠からず。思ふにこの間英に上院權限制問題あり、愛蘭自治問題あり、獨に親政是非の議論あり、社會黨の黨勢擴張あり、佛匈に選舉法改正問題の懸案あり、伊にジョリツテの進退の注目す可きあり

批評と紹介

更に葡土の兩國に至りては驚天動地の革命を演出せり、本書は這般の大問題を捉らへて能く公平に之を評論せり、そのデーリー・テレグラフのカイザー謁見録が湧起したる議會の波瀾を叙して、「然りと雖も皇帝の失意を以て君主親政の全敗と爲し、デーリー・テレグラフ事件を以て獨逸立憲政治上の時代の區劃點と爲すは、極端なる見解なり」と斷ずるは兎もあれ、彼の英國上院問題の政府黨の勝利に歸したるを説きて「予は此衆民的趨勢を無條件的に謳歌する者にあらず、否寧ろ衆民の能力發達に伴はざる勢力擴張は社會上政治上大なる危険を有するを信する者なり、然りと雖も徒らに過去に戀々として此大勢を誼ふ者にあらず、人性共通の缺點と複雑なる文明の伴ふ開明社會の缺點とを直に衆民的勢力勃興の責に歸する者にあらず」と論じ、又葡國に於ける共和黨抑壓政策の失敗を評して「然りと雖も凡そ天下の事原因の排除に勉めずして

六一三

結果の鎮歴を策するも、久しきに亙りて確實なる効果を奏し難きは見易きの理なり」と戒むるが如き、評論の公平にして而も聰明なることを表示して餘あり。而して本書は元來法學協會雜誌、國家學會雜誌等に登載されたる論文より成れるものなるも、教授は新に續稿を起して最近時までの事實を増補せるが故、人若し本書と之が前編とも目す可き歐洲現代立憲政況一斑とを併せ讀まば、現代歐洲の政況を了解するに於て蓋し遺憾なからん、思ふに兩者を併せて之に歐洲現代史のサブタイトルを附するも、敢て不當にはあらざる可し。

上述せるが如く、本書の記事には殆んど間然す可きの點なきも、而も余輩の注意に上れる一點に就て之を默々に附するは却て失禮と信ずるが故に、敢て一言せんに、愛蘭問題を叙して九八頁に「バンナマン内閣も敢て實行問題として之に接觸せず」とあるは聊か事實に相違せり。バル

フォリア内閣が權限委託案を以て愛蘭に望まんとして失敗せしと、而も之に關連せるマクドネル任用事情の今尙政界の秘密と目されつゝあることは、バルフォリアが寛大の態度を以て愛蘭に施さんとしたる各種の改良のうち數へられざるにあらねば、その記載を缺けばとて、強て本書を責むるに足らざれども、千九百七年五月七日愛蘭事務大臣オガスタイン・バーレルが、下院に提出したるダブリン參議院設置案は、所謂濟し崩しの政策を以て愛蘭自治の希望に副はんとせるその第一歩なれば、假令レドモンドの違算によりて六月三日之を撤回せるの失態を見たりとは云へ、兎に角バンナマン内閣が實行問題として愛蘭自治問題に接觸したるものなりと云はざるを得ず。その他、些細の事なれど、一〇六頁に自治法案を以て、普通のブルー・ブックの形式を具へたるが如く記せるは疎漏なり、成程紙幅は同一ならん、而も議案は議案にして報

告は報告なり（報告に政府の報告と議會の報告との二種あり）故に一は B三何號と稱へ他は C. 何號又は單に何號と數ふ、紙質も全く異れり。

二二六頁のヂュルケームはヂュルクハンなりとの説あり、又匈牙利の政客の教名は苗字次に記して左の如く改められては如何、

Lajos Kosuth を Kosuth Lajos と改む

Kalman Tiszakj Tiza Kalman と改む

Stephan Tiszakj Tiza Istvan と改む

折角マジャール語にて教名を記されたる以上は姓名の順序もマジャール流にされたしと云ふまでなり。（田中萃一郎）

ヘイス氏英國社會政策

Curien Hayes: British Social Politics; pp. xi + 580. Ginn and Co. 1913. \$ 1.75.

英國社會政策に關する特殊の問題に就て論述したる書籍、冊子の數は枚舉に遑あらずと雖も

其大綱を捉へて、概括的評論を試みたるものに至ては、纔にウェツプ氏夫妻の共著に成る貧困豫防論 (The Prevention of Destitution) を擧ぐるを得るのみ。然も此書に於て論述せらるゝ社會

政策上の施設は兒童養育上の缺陷、失業、スエツチング、保險等の事項にして、此他に及ばず實際の施設に就て知識を得んとするには、著者が各章の末項に掲げたる參考書の或るものを通讀するの必要あれども、是等參考書中には英國政府、議會に於ける特別調査會の報告書多きを占め、我國に於て到底手に入れ難きものあると共に、入手するも繙讀に便ならざるの憾あり。

ヘイス氏の新著「英國社會政策」は從來研究に志ある者の蒙れる如上の不便と困難とを除き、何人にも容易に英國の社會政策を研究するに必要なる資料に近づかしめ、又其大要を知得せしむるに足るものあり。大體の結構を一瞥するに、序論に次いで、職工賠償、職工組合、兒童保育